



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN
TEL:03-5575-8400 FAX:03-5575-0800

プロバイダ責任制限法改正と新しい発信者情報開示手続

1. はじめに
2. ログイン時の IP アドレス及びタイムスタンプを開示の対象情報に追加
3. 発信者情報の開示に関する新たな手続の創設
4. 今後について

弁護士 田中 芳樹

1. はじめに

他人の権利を侵害するインターネット上の情報（以下「権利侵害情報」といいます。）については、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成 13 年法律第 137 号。以下「プロバイダ責任制限法」といいます。）にて、権利を侵害された被害者が発信者を特定するための情報・ログ（以下「発信者情報」といいます。）の開示をプロバイダに求めることのできる権利等に関するルールが定められています。

もっとも、同法が制定された 2001 年からも情報通信技術やインターネットサービスは発展・多様化を続けており、インターネット上の情報に関する紛争は増加の一途をたどっています。

こうした状況を受け、総務省は 2020 年 4 月に「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を設置してプロバイダ責任制限法の改正について議論を行い、2020 年 12 月 22 日付けで「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」及び意見募集の結果（以

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

下併せて「本取りまとめ」といいます。)を公表し¹、2021年2月26日付けでプロバイダ責任制限法の改正案(以下「改正案」といいます。)について閣議決定がなされています²。

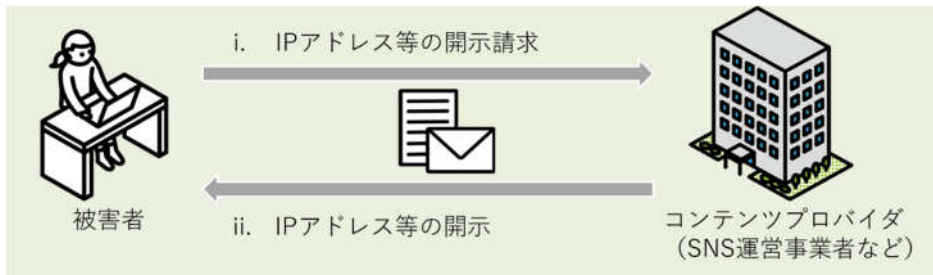
本取りまとめは主に以下の点に関するルール改正を検討しており、本ニュースレターではそれぞれの概要とこれに対応する改正案について紹介します。

- ✓ ログイン時の IP アドレス及びタイムスタンプを開示の対象情報に追加
- ✓ 発信者情報の開示に関する新たな手続の創設

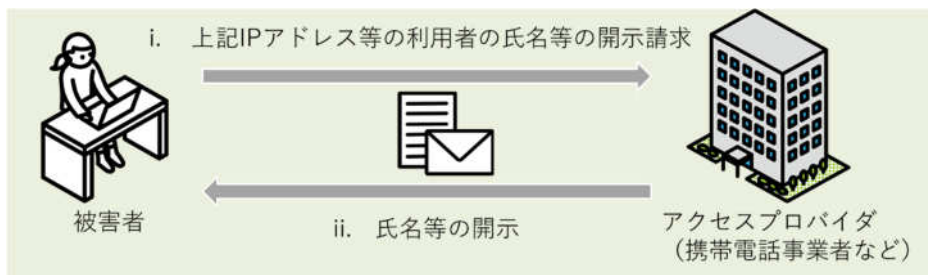
2. ログイン時の IP アドレス及びタイムスタンプを開示の対象情報に追加

一般的な発信者情報の開示手続では、以下の二段階の手続が必要となります。

- ① 被害者が権利侵害情報を掲載しているプロバイダ(以下「コンテンツプロバイダ」といいます。)に対して、当該権利侵害情報の送信に利用された IP アドレス及びタイムスタンプの開示を求め、これらの開示を受ける。



- ② 当該権利侵害情報の通信を媒介したインターネット接続サービス事業者(以下「アクセスプロバイダ」といいます。)に対して、上記 IP アドレス及びタイムスタンプによる通信を行った発信者の氏名・住所等の開示を求めて発信者の特定を行う。



しかし、コンテンツプロバイダによっては、権利侵害情報の送信に利用された IP アドレスを保存せずに発信者のアカウントのログイン時に利用された IP アドレス等を保存する運用になっており、上記①の手続による発信者の特定が困難となってしまうという問題がありました。

¹ 総務省「「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」及び意見募集の結果の公表」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/01kiban18_01000107.html

² 総務省「国会提出法案」第 204 回国会(常会)提出法案

https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

こうした背景から、上記の「権利侵害情報の送信に利用された IP アドレス」ではなく、「権利侵害情報の送信を行ったアカウントのログイン時に使用された IP アドレス」の開示の可否が争われる事案が発生し、この点に関しては裁判所も統一した見解を出しておりませんでした。

本取りまとめでは、上記「権利侵害情報の送信を行ったアカウントのログイン時に利用された IP アドレス」及びタイムスタンプ（以下併せて「ログイン時情報」といいます。）を発信者情報に含む方向でのルール改正について肯定する見解を示しておりますが、「ログイン時情報など、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に関する情報を辿って発信者を特定することを目的として当該情報の開示が認められるのはあくまで例外的な取扱いであり、その要件としては、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合など、侵害投稿時の通信経路を辿って発信者を特定することができない場合に限定すること（補充性要件）が適当である。」とも述べています。

これを受けて、改正案では発信者情報のうち一部の情報を「特定発信者情報」と定義し（具体的内容については総務省令で定めるとされています。）、この開示については通常の発信者情報の開示要件に加えて、上記補充性要件に相当する要件を設けています（第 5 条第 1 項第 3 号）。

そのため、この改正案が成立した場合は、ログイン時情報の開示を求めることが可能となりますが、同情報が無限定に開示対象になる訳ではない点に留意する必要があります。

3. 発信者情報の開示に関する新たな手続の創設

2 で上述したとおり、一般的な発信者情報の開示手続では二段階の開示手続が必要となりますが、これを避けるべくプロバイダに任意の開示を求めたとしても開示が行われるケースは少なく³、基本的には裁判所の判決や仮処分決定をもって開示がなされることとなります⁴。

一方で、アクセスプロバイダは通信の秘密の保護の観点から定期的にログの消去を行っており、権利侵害情報の送信時点から一定期間（事業者によって異なりますが、一般的には 3 か月程度といわれています。）が経過すると発信者の特定が不可能となるおそれがあります。このログの消去への対策として、アクセスプロバイダへ消去禁止の仮処分を申し立てることも可能ですが、そのためにはコンテンツプロバイダからログ（IP アドレス及びタイムスタンプ）の開示を受けている必要がありますので、一段階目のコンテンツプロバイダからの開示に時間がかかってしまう場合は手遅れとなってしまうことが課題となりました。

本取りまとめでは上記状況を踏まえ、新たな裁判手続として、一段階目と二段階目の手続を 1 つの手続の中で行うことを提言しており、これを受けて、改正案では新たな非訟手続に関する定めを設けています。当該非訟手続では、裁判所がプロバイダに対して以下の 4 つの命令を出すことができます。

³ プロバイダからみると発信者の情報は顧客の個人情報や通信の秘密に該当し、プロバイダ責任制限法上の開示要件も「権利が侵害されたことが明らかであるとき」という厳格な要件になっていることから、発信者ではないプロバイダにおいて権利侵害情報とされる情報の違法性について判断することが困難である事案が多いことが背景としてあります。

⁴ コンテンツプロバイダへの開示請求は仮処分手続で行われ、アクセスプロバイダへの開示請求は通常訴訟手続で行われることが一般的です。

裁判所がプロバイダに対して出せる命令

- ① 発信者情報の開示命令(第 8 条)
- ② 申立人へのアクセスプロバイダの名称等の情報の提供命令⁵(第 15 条第 1 項第 1 号)
- ③ ②のアクセスプロバイダへの発信者情報の提供命令(同項第 2 号)
- ④ アクセスプロバイダに対する発信者情報の消去禁止命令(第 16 条第 1 項)

これにより、被害者は①と共に②～④の申立てを順次行うことで、コンテンツプロバイダに対する①の決定を得る前に、アクセスプロバイダを特定しログの保全を行うことができるようになり、手続中にアクセスプロバイダ内のログが消去されてしまうリスクを低減させることができます。

この新たな非訟手続が実現した場合、被害者側においては、手続を1つにまとめることができますので、上述のログ消去のリスク低減の他、主張書面等の作成コストの削減といったメリットを受けられます。プロバイダ側においては、理論上は裁判コストの増加が見込まれますが⁶、コンテンツプロバイダにおいては仮処分手続で開示が命じられることの不便さ⁷を回避することができ、アクセスプロバイダにおいても先行する仮処分決定がない状態で手続に臨むことができる点等でメリットもあると考えられます。

4. 今後について

現在、改正案は国会での審議を受けていますが、改正案の内容には詳細を省令に委任している項目もあり、詳細について明確になっていない点がまだ多く残っています。そのため、今後の国会での議論や省令改正についても引き続き注視していくことが求められます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁵ 相手方となるプロバイダが保有する発信者情報により当該アクセスプロバイダの名称等の情報を特定できる場合に限られ、上記発信者情報を保有しない場合や特定ができない場合はその旨を回答することが求められます。

⁶ アクセスプロバイダにおいてはログ消去の前に開示請求を受けるケースが増えることが予想され、コンテンツプロバイダにおいても非訟手続の審理が従来の仮処分手続よりも長期化する場合は相対的にコストが増大するといえます。

⁷ 例えば、開示を命じる仮処分決定に対して保全異議等の不服申立てを行っても、相手方による間接強制の申立てがあったときは開示に応じざるを得ず、不服申立てを維持する実益が失われてしまう点が挙げられます。